

別紙

諮問第 1746 号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定及び本件不開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和 5 年 7 月 13 日第 11 回定例会で報告された中学校英語スピーキングテスト次期事業者についてに関して 1、報告に関わる都教委内のすべての検討プロセスや意思決定のプロセスに関する文書や図面や電磁的記録 2、中学校英語スピーキングテスト審査委員会に関わるすべての文書や図面や電磁的記録（議事の記録、配布資料、事業者からの提案資料、審査委員評価表、審査委員が選ばれた理由が分かる資料など）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が令和 5 年 9 月 11 日付けで行った本件一部開示決定及び本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、本件審査請求に対応するものとして、別表 1 に掲げる本件対象公文書 1 から 7 までについて、本件一部開示決定を行うとともに、別表 2 に掲げる本件対象公文書 8 及び 9 について、本件不開示決定を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和 6 年 1 月 25 日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和 6 年 5 月 8 日に実施機関から理由説明書を、同年 6 月 17 日に審査請求人から意見書を収受し、令和 7 年 1 月 23 日（第 254 回第一部会）及び同年 2 月 26 日（第 255 回第一部会）の 2 回、審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本事業及び次期事業者決定について

実施機関では、令和3年度から都内公立中学校に在籍する第3学年全生徒を対象として、中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J=English Speaking Achievement Test for Junior High School Students）を実施している。また、令和5年度からは、中学校における全学年の生徒の英語「話すこと」の能力を客観的に評価するため、都内公立中学校第1学年及び第2学年を対象としたESAT-J YEAR 1及びESAT-J YEAR 2を実施している。（以下、中学校第1～3学年を対象とする中学校英語スピーキングテストを実施することを「本事業」という。）

本事業の実施に当たっては、民間の資格・検定試験団体等と共同で実施することとしており、実施機関は、令和5年10月16日から令和11年3月31日まで〇〇（以下「本件事業者」という。）と協定を締結している。実施機関によると、本件事業者と締結している協定は契約に当たらないが、事業者の決定に当たっては、その公正性等を担保するために、契約の際に行われる総合評価方式にならった手続（以下「事業者決定手続」という。）をとっているとのことである。中学校英語スピーキングテスト募集要項（以下「募集要項」という。）及び中学校英語スピーキングテスト審査基準（以下「審査基準」という。）によると、事業応募者が実施機関に提出した提案書等及び事業応募者によるプレゼンテーションの審査については、有識者等から構成される「中学校英語スピーキングテスト審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において評価を行い、その結果算出された技術点及び別途算出した価格点の合計点が最も高い者を最優秀事業応募者としている。

イ 審査会の審議事項について

審査請求人は、反論書において、本件一部開示決定の不開示部分のうち、事業者の

印影及び代表者のサイン並びに問合せ先の内線番号及びメールアドレスについては争わないとしていることから、審査会では、これらの不開示部分を除く本件一部開示決定及び本件不開示決定の妥当性について判断する。

ウ 本件一部開示決定の妥当性について

実施機関は、本件開示請求に対し、別表 1 に掲げる本件対象公文書 1 から 7 ままでを特定し、同表に掲げる不開示情報を不開示とする本件一部開示決定を行った。審査会は、このうち、審査請求人が審査請求対象外とした部分を除く本件不開示情報 1 から 13 までの不開示妥当性について検討する。

(ア) 本件不開示情報 1、3 及び 13 について

本件不開示情報 1、3 及び 13 は、事業者決定手続における技術点、価格点及びそれらの合計点（以下「点数等」という。）である。実施機関は、これらについて、事業応募者の事業活動上のノウハウ及び内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められ、条例 7 条 3 号に該当するとしている。

審査会で検討したところ、事業者決定手続の点数等は、英語の資格・検定試験を広く実施している本件事業者の社会的評価に影響を及ぼすものであり、実施機関の説明するとおり、これを公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる情報であると認められる。審査会が確認したところ、事業者決定手続の点数等（価格点については端数処理前のものを除く。）については、実施機関の判断により、次期事業者選定審査結果として、本件一部開示決定後の令和 5 年 11 月 17 日に公表されているが、公表前の時点では、本件事業者の競争上等の地位が損なわれる情報であり、条例 7 条 3 号に該当するとの実施機関の主張に誤りがあるとはいえない。

したがって、本件不開示情報 1、3 及び 13 は、本件一部開示決定時においては、公表されていないことから、これらを不開示としたことには理由があり、条例 7 条 3 号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、本件一部開示決定時において不開示とした判断は妥当であると認められる。

(イ) 本件不開示情報 2 について

本件不開示情報 2 は、本事業の予定基準価格であり、事業者決定手続における価格点の算出にかかわる情報である。これを公にすることにより、今後の同種の事業の事業者選定の際に予定価格が類推され、公正な事業者選定に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は首肯できるものであり、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例 7 条 6 号に該当し、不開示が妥当である。

(ウ) 本件不開示情報 4 及び 10 について

本件不開示情報 4 及び 10 は、採点集計表に記載された事業応募者別点数、委員合計点、配点、加重及び採点者数である。審査請求人は、本件不開示情報 4 及び 10 について、技術点の根拠となる文書のため開示を求めるとして、個々の委員の評価表とは違い、個人が特定されないと判断して争うと述べている。

審査会が見分したところ、本件不開示情報 4 及び 10 のうち、事業応募者別点数、委員合計点には審査項目ごとの採点結果が記載されており、採点した個々の委員の点数は特定されないものの、採点結果を含む本件不開示情報 4 及び 10 は、事業者決定手続における最優秀事業応募者を決定するための情報であり、これを公にすると、事業者決定手続及び協定締結に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例 7 条 6 号に該当することから、不開示が妥当である。

(エ) 本件不開示情報 5 について

本件不開示情報 5 は、本件事業者が作成した本事業に係る見積書のうち、令和 5 年度から同 10 年度までの各年度の対象中学生全生徒の受験に係る必要経費、結果検証のための費用及び区市町村教育委員会等を対象とした説明会実施のための費用並びにそれらの合計が記載されている部分である。

審査会が確認したところ、本件不開示情報 5 については、令和 5 年 10 月 16 日に本件事業者と締結した基本協定その 2 の事業計画に同様の記載があるものの、本件一部開示決定時点では、未確定の内容であり、本件事業者の事業活動上のノウハウ及び内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められ、条例 7 条 3 号本文

に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、本件一部開示決定時において不開示とした判断は妥当である。

(オ) 本件不開示情報 6 及び 9 について

本件不開示情報 6 及び 9 は、採点表等の採点者別採点欄、配点及び加重に関する情報である。当該情報は、前記（ウ）で判断したとおり、条例 7 条 6 号に該当し、不開示が妥当である。

(カ) 本件不開示情報 7 について

本件不開示情報 7 は、「中学校英語スピーキングテスト提案書概要」の提案内容であり、本事業の実施、運営に関する本件事業者からの具体的提案事項等が記載されている。そのため、当該情報は、本件事業者の事業活動上のノウハウ及び内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められ、条例 7 条 3 号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、不開示が妥当である。

(キ) 本件不開示情報 8 及び 11 について

本件不開示情報 8 及び 11 は、本件事業者から提出された提案書に関して、審査委員会委員（以下「審査委員」という。）から本件事業者への質問を記載した事前質問書の内容並びに審査委員会議事録中の本件事業者のプレゼンテーション及びその後の意見交換における本件事業者、審査委員等の発言内容である。これらはいずれも本件事業者の提案を踏まえた内容であるため、前記（カ）のとおり、条例 7 条 3 号に該当し、不開示が妥当である。

なお、本件不開示情報 8 について、審査請求人は、東京都教育委員会ホームページに掲載されている「中学校英語スピーキングテスト質問回答書」と同様の記載内容が一部でもあれば、開示できる情報に当たると主張している。これに対し、実施機関は、「中学校英語スピーキングテスト質問回答書」は、事業応募希望者から実施機関に対する募集要項等に関する質問への回答書であり、本件対象公文書 5 の事前質問書とは異なる文書であると説明する。

審査会が確認したところ、事前質問書は、事業応募者から提出された提案書に関して、審査委員から事業応募者への質問を記載したものであるのに対し、「中学校英語スピーキングテスト質問回答書」は提案書提出前に事業応募希望者から実施機関に対してなされた募集要項に関する質問への回答書であって、質問者及び質問の相手方並びに内容が異なる文書であることが認められ、上記審査請求人の主張は採用できない。

(ク) 本件不開示情報 12 について

本件不開示情報 12 は、審査委員会議事録の講評案に係る意見交換における審査委員の発言内容である。これらは本件事業者の提案を踏まえた内容であるため、前記（カ）のとおり、条例 7 条 3 号に該当するほか、事業者決定手続における最優秀事業応募者を決定するための情報であり、これらを公にすると、事業者決定手続及び協定締結に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例 7 条 6 号にも該当する。

したがって、本件不開示情報 12 は、条例 7 条 3 号及び 6 号に該当し、不開示が妥当である。

エ 本件不開示決定の妥当性について

実施機関は、本件開示請求に対し、別表 2 に掲げる本件対象公文書 8 及び 9 を特定し、これらについて、英語の資格・検定試験を広く実施している本件事業者の事業活動上のノウハウ及び内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められ条例 7 条 3 号に該当するとして、本件不開示決定を行った。これに対し、審査請求人は、本件対象公文書 8 及び 9 の一律不開示について、疑問である旨を述べている。

以下、本件対象公文書 8 及び 9 の不開示妥当性について検討する。

(ア) 本件対象公文書 8 について

本件対象公文書 8 は、本件事業者から提出された提案書である。審査会で確認したところ、提案書は、募集要項に定められている様式を用いて、本件事業者が記載したものであるが、本事業の実施、運営に関する事項等について具体的な案が示さ

れ、事業者の特長を反映した構成となっていることから、当該文書は本件事業者の事業活動上のノウハウに基づくものであって、これを公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる。

したがって、本件対象公文書 8 は、条例 7 条 3 号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、不開示が妥当である。

(イ) 本件対象公文書 9 について

本件対象公文書 9 は、本件事業者から提出されたプレゼンテーション資料である。これについても、前記（ア）と同様、本事業の実施、運営に関する事項等について具体的な案が示されているほか、写真や図の用い方等事業者による特色ある構成となっていることから、当該文書は本件事業者の事業活動上のノウハウに基づくものであって、これを公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる。

したがって、本件対象公文書 9 は、条例 7 条 3 号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、不開示が妥当である。

なお、審査請求人は審査請求書等で種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表 1 本件一部開示決定

本件対象公文書		本件不開示情報		根拠規定
1	中学校英語スピーキングテスト最優秀事業応募者決定原議	1	総合点算出表の技術点、価格点、合計点	7条3号
		2	価格点算出表の予定基準価格	7条6号
		3	価格点算出表の価格点（端数処理前のものを含む）	7条3号
		4	採点集計表の点数、配点、加重及び採点者数	7条6号
		審査請求対象外	業者の印影及び代表者のサイン	7条4号
		5	見積書の内訳	7条3号
2	中学校英語スピーキングテスト最優秀事業応募者決定報告原議	審査請求対象外	問合せ先の内線番号	7条6号
3	中学校英語スピーキングテスト事業 第1回技術審査委員会資料	6	資料5 審査項目及び配点票（案）の配点、加重及び採点者別採点欄	7条6号
4	中学校英語スピーキングテスト第2回審査委員会開催通知	審査請求対象外	問合せ先の内線番号及びメールアドレス	7条6号
5	中学校英語スピーキングテスト第2回審査委員会配布資料	7	資料4 提案書概要の提案内容	7条3号
		8	資料5 事前質問書の様式及び質疑内容	7条3号
		9	様式1 採点表の採点者別採点欄、配点及び加重	7条6号
6	中学校英語スピーキングテスト第2回審査委員会 採	10	事業応募者別点数、配点、加重及び採点者人数	7条6号

	点集計表			
7	中学校英語スピーキングテスト第2回審査委員会議事録	11	・プレゼンテーション(質疑含む)における事業者及び委員の発言 ・プレゼンテーション後の意見交換における委員の発言	7条3号
		12	講評案に係る意見交換における委員の発言	7条3号 7条6号
		13	事務局発言の中の技術点点数	7条3号

別表2 本件不開示決定

本件対象公文書		根拠規定
8	事業応募者提案書	7条3号
9	事業応募者プレゼン資料	7条3号